

10月から消費税率が10%に

水道料金・公共下水道使用料・農業集落排水使用料も消費税10%となります

今年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられます。これを受け、今年3月に開催された町議会で水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水使用料も消費税10%とする条例改正が可決されました。これにより、水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水使用料は11・12月使用分から、消費税率10%の料金を請求させていただくことになりました。

厳しい経済情勢のなかでの増額となり、誠に申し訳ありませんがご理解とご協力をお願いいたします。

なお消費税法改正後の各料金は下表のようになります。



水道料金

▶1月請求分(11、12月使用分)から消費税10%になります

9・10月使用分までの料金表(消費税8%)

口径	基本水量(m)	基本料金(円)	超過料金(1mにつき)(円)	メーター使用料(円)
13mm	20	1,479	86	129
20mm	40	3,780	108	216
25mm	40	3,780	108	324
40mm	40	3,780	226	648
50mm	40	3,780	226	1,512
75mm	40	3,780	226	2,160
100mm	40	6,048	4,000mまで 172	6,480
			4,001mから 270	

11・12月使用分からの料金表(消費税10%)

口径	基本水量(m)	基本料金(円)	超過料金(1mにつき)(円)	メーター使用料(円)
13mm	20	1,507	88	132
20mm	40	3,850	110	220
25mm	40	3,850	110	330
40mm	40	3,850	231	660
50mm	40	3,850	231	1,540
75mm	40	3,850	231	2,200
100mm	40	6,160	4,000mまで 176	6,600
			4,001mから 275	

公共下水道使用料・農業集落排水使用料

▶1月請求分(11、12月使用分)から消費税10%になります

9・10月使用分までの料金表(消費税8%)

基本水量(m)	基本料金(円)	超過料金(1mにつき)(円)	
20	2,592	20mを超え60mまで	140.4
		60mを超え100mまで	151.2
		100mを超え200mまで	162.0
		200mを超え400mまで	172.8
		400mを超える分	194.4

11・12月使用分からの料金表(消費税10%)

基本水量(m)	基本料金(円)	超過料金(1mにつき)(円)	
20	2,640	20mを超え60mまで	143.0
		60mを超え100mまで	154.0
		100mを超え200mまで	165.0
		200mを超え400mまで	176.0
		400mを超える分	198.0

この記事に関するお問い合わせは、役場生活環境課 水道係(TEL.72-3085)
下水道係(TEL.72-3605)